

みあかり



やほたいまつ
屋奉松明 (いなべ市大安町 鴨神社)

目次

- 皇位の継承に関する儀式・祭祀の概要
- まごえもんつつみ
- かんこ踊りと御火試・粥試
- 女性の力で地域活性化
- 安乗神社の注連切神事
- 大村神社「巳のご神木」

教化特集号 第26号

三重県神社庁
庁報編集委員会

皇位の継承に関する 儀式・祭祀の概要

京都産業大学名誉教授・
モラロジ―研究所研究主幹

所 功

昨年六月に成立した「天皇の退位等に関する皇室典範特例法」に基づいて、今上陛下は来年四月末限りで「退位」され、皇太子殿下が直ちに五月一日から新天皇として即位される。

一 来年予定されている儀式・祭祀
この皇位継承は、三十年前の崩御でなく、二百年ぶりの「譲位」により実現する。それに伴って、どのような儀式・祭祀が行われるのか、それにどのような意味があるのか、その概要を略述する。

現在公表されている来年関連の「国の儀式」と「皇室行事」は、次の通りである。

- ① 「退位の礼 正殿の儀」(四月三十日昼)
 - ② 「剣璽等承継の儀」(即位後朝見の儀)(五月一日昼)
 - ③ 「即位の礼 正殿の儀」「饗宴」(十月二十二日・二十三日)
 - ④ 「大嘗祭」「大饗」(十一月十四日・十五日)
- このうち、①は近い前例がないため、具体的な在り方は今秋ころ政府で検討される。

二 践祚式で授受される器物の変遷

大宝・養老の「神祇令」では、「践祚の日、中臣が天神の寿詞を奏し、忌部が神璽の鏡剣を上る」と定めている。

当時(飛鳥・奈良時代)は、践祚式が神祇官の掌る祭典とされており、新帝の前で忌部(齋部)氏が「神璽」の神鏡と宝剣を奉ることになっていたのである。

しかし、桓武天皇朝のころから、「天神の寿詞」を奏することは、大嘗祭の翌日(辰日)に移され、また神鏡は特別に内侍(ないし・女官)の奉仕する「賢所」(かしこどころ)で奉祀されて移動しない。その結果、践祚式には、皇位と一体のものとして御座所近くに置かれるべき宝剣と「璽」(勾玉・まがたま)などを、新帝へ奉られることになったのである。

三 「剣・璽」と「御璽国璽」

この「剣璽」は、御鏡と同様、皇位と一体の神器として格別に扱われる。その移動(渡御)の時は、筵道(筵を敷き巻く道)を進み、清涼殿内の「夜御殿」(御寝所)へ安置されてきた。

それが戦後は『皇室経済法』により「皇位と共に伝わるべき由緒ある物」に含められ、法的には神器でなく宝器となっている。

⑤では、天皇が国事行為などに公用される二つの金印(共に9cm角)も承継継がれる。その一つは、詔書・勅書・法律・条約の交布文および認証官の官記・辞令や位記等に押される「天皇御璽」である。もう一つは、条約の批准書、大使・公使の信任状・解任状および叙勲の勲記に押印される「大日本国璽」である。共に宮内庁侍從局の内記係で保管されている。

この㊸がすむと、同日に同所で行われる「朝見の儀」には、天皇が「正装」（洋式）で、皇后も「御中礼服」を召して出御され、男女成年皇族などが供奉する。

その際、天皇は「勅語」を読みあげられ、内閣総理大臣が御前で「奉対」（奉答）する。

四 近代の「即位礼」と「大嘗祭」

明治の『皇室典範』では、「即位の礼及び大嘗祭は、京都に於て之を行ふ」と定められ、また『登極令』で「秋冬の間に即位の礼を訖りたる後統て之（大嘗祭）を行ふ」、「大饗を賜ふ」と決められた。それによって、大正・昭和の二度、京都で実施されている。

まず㊸の「即位礼」では、㊸「賢所大前の儀」、㊹「紫宸殿の儀」、㊺「祝賀御列の儀」（いわゆるパレード）が行われる。

また㊻の「大嘗祭」では、事前に㊼悠紀・主基の「斎田点定の儀」、㊽「斎田拔穂の儀」があり、ついで㊾「前一日、鎮魂の儀」、㊿「当日、賢所大御饗供進の儀」、㊸「大嘗宮の儀」（悠紀殿供饗の儀）と「主基殿供饗の儀」がある。さらに、㊸「大饗の儀」もある。

それ以外に後述の神宮・山陵への親謁（参拝）は、ほとんどが新儀である。ただ、大嘗祭に先立つ㊸では、古式どおり「亀卜」（きぼく）が行われる。

五 「即位礼」と「大嘗祭」の意義

皇位の継承は、前帝の崩御か讓位と同時刻に皇嗣が新帝になる（法的観念）。しかし、それが当事者に自覚され、また関係者や一般国民に認識されるには、具体的な儀典を行う必要がある。それは時代により多少変化して

きたが、基本的には継承時の小規模な踐祚式と、暫く後の大規模な即位礼と大嘗祭である。

このうち、即位礼（国の儀式）の中心は、新帝が「高御座」に登壇し、国の内外に即位を披露されることにある。

また大嘗祭（皇室の公的祭祀）は、特定の斎田から収穫されたお米と粟などの神饗を新帝が神々に供進され、自ら共食の直会をされることにより、「皇御孫命」（すめみまのみこと）としての靈威を継承されるものとみられる。

六 神宮・山陵への奉幣と親謁

以上の㊸㊹の日程は、大半すでに公表されているが、これ以外にも主要なことが続く。

すなわち、㊸と㊹に宮中三殿への奉告から始まり、三殿に㊸㊹の期日奉告、伊勢神宮と主要な山陵

に奉幣、㊸当日朝、宮中三殿に奉告、㊹の後に賢所御神楽の儀、㊺当日朝、神宮への奉幣と三殿に奉告、㊻の終了後に、神宮（外宮・内宮）および橿原の神武天皇陵、京都の明治天皇陵、東京（八王子）の大正・昭和天皇陵へ親謁（主要な祖先神に親しく謁見）及び三殿への親謁で終る。

これは㊸から数えると七ヶ月以上にわたる。そのころ八十五歳の今上陛下も一歳下の皇后陛下もご高齢である。また五十九歳の皇太子殿下も三歳余り下の同妃殿下も決してお若くない。従って、心身とも大変なお務めとなろうが、すべて恙なく行われるように、ひたすらお祈り申し上げたい。

拙著『皇室の伝統と日本文化』（モラロジー研究所）『天皇のまつりごと』（NHK出版）など参照。

まごえもんつつみ

昔、宮川は大水の出るたびに、氾濫や決壊を繰返し、家を流したり、死者を出して人々を苦しめ「あばれ川」と呼ばれておりました。徳川幕府、三代將軍家光のころ、江戸城や東照宮などの大工事は進められましたが、河川の改修などは地域のもが自分達でしなければなりませんでした。

宮川のほとり中島の庄屋、松井孫右衛門は徳川時代、役人、代官



の指図を受けて町の住人をまとめ堤防の工事に着手しました。

堤防は「土手」ともいい、水を防ぐために設ける堤です。普通は、川の淵に沿って築かれますが、洪水の激流にあうと直撃を受けて決壊することが何度もありました。

このため、本堤防から斜め突き出た「はねだし堤防」（最大の堤で全長約百五十メートル、全幅約七メートル）というものを住人と力を合わせ、五つ構築しました。この堤防に激突した水流は、渦を巻いて「堤防」の内側に流れこみ、ゆるやかに反転して再び本流へ返っていきます。五つの「堤防」を繰返すうちに徐々に水勢が弱まり、本堤防の決壊が防げます。孫右衛門は、堤防建設の為に私財を惜しげもなく使い、大勢の人々に過酷な労役を頼みました。堤防は築いては壊れを繰返したそうで、いよ



いよ五つの堤防が無事完成する日を目前にして、孫右衛門は神に祈ろうと堤防に深く穴を掘り、その中に「ひとばしら」として身を沈めました。

寛永十年（一六三三）八月二十五日、孫右衛門の命は絶えました。自分の利害を省みず他人の苦しみを救う正義の人を「義人」といいますが、まさにその義人のひとりでした。

のちにその地に社が建てられ、孫右衛門は御祭神として祀られました。

今、伊勢の人々は、宮川の恐ろしさを知りません。「はねだし堤防」のおかげで、三百五十余年の長い間、決壊したことがないからです。

現在でも「はねだし堤防」は、孫右衛門をお祀りしている堤防のほかに、度会橋下流、さくらの花見茶屋を設けるあたりの土手に二筋の堤防が残っています。

堤防は「まごえもんつつみ」と呼ばれ、巨木が生い茂りしっかりと堤に根をはり、近在の人々に慕われ、松井孫右衛門顕彰会（佐々木栄一郎代表）が毎年八月二十五日に孫右衛門の子孫や中島地域を中心とした、伊勢市に住まう多数の人々参列の下「慰霊祭」が行なわれています。

孫右衛門の社の傍に、俳人、山口誓子の詠んだ句碑が建っています。

孫右衛門

西向き花の

ここ浄土

（伊勢市中島二丁目二八）

かんこ踊りと御火試・粥試

松阪市小阿坂町に鎮座する阿射加神社（松本明徳宮司）では、一月十二日〜十八日の土曜日の夜、「御火試・粥試神事」、「どんど火」の行事とともにかんこ踊保存会による「かんこ踊」が行われます。

夜七時頃から境内で大どんど火が焚かれその火明りに照らされる中、祭り半纏や浴衣の子どもたちが豊作祈願や神への感謝の踊りを奉納します。

広場に二重の輪をつくり、中央に音頭取りが立ち、中の輪に大小のかんこを肩から吊るした男子、外の輪に団扇踊りの女子と采持ち・笛吹き・貝吹きが入ります。采持ちのうち赤（赤等の色付き）采持ちが踊りをリードし、白（白色のみ）采持ちはこれを補佐します。踊りの歌は、「勢子入り」に始まり、「世の中踊」「花見踊」「牛若

踊」等があります。神秘的な歌声にあわせて踊る踊り子たちの姿は冬の寒さを忘れさせます。

起源は明らかではありませんが、古くは主に夏に踊られていたようで、天明三年（一七八三）の唄本が伝わっています。

昭和四十八年三月に県の無形民俗文化財に指定されています。

かんこ踊が行われている同じ頃神社の施設「調舎」では、「御火



試・粥試」の神事が行われます。稲の作柄の豊穰を祈る予祝神事です。

御火試は、調舎の囲炉裏の前に浄衣姿の宮司と白衣白袴を着た添え役二人が座り、月数を書いた十二本の檜の割木の先を囲炉裏で焼き、月数をしるした檜の板にその割木の焼けた部分を乗せ消えるのを待ち、灰の色が白ければ「晴」、黒い炭の状態であれば「雨」、その中間であれば「半晴れ」などと唱えながら一年間の天候（各月の雨量を占います）。

合の米と一合の小豆に、
おせなかにて
早生・中生・晩生の印を
付けた長さ
十五センチ
ほどの笹竹
の管三本を
入れて小豆
粥を炊き込



みます。炊き上がったら、それぞれの筥を割って、管に入れた小豆や米粒の量によって「大々豊作、大豊作、豊作」と吉凶を占います。

この二つの神事の結果により、氏子は今年何を作付けしたら良いかを判断します。また、この小豆粥を食べると夏病みしないと信じられていて、分け合って食べるのが習わしとなっています。神事は、宮司の先導で氏子たちが「おおー」と鬨の声を三回挙げて終えます。これらは、古来より伝わる「年占」の行事で、内容が単純素朴で、古い伝承をよく継承していることから、昭和四十年十二月に市の無形民俗文化財に指定されています。



女性の力で地域活性化

塩浜街道を西へ入った鈴鹿市柳町に鎮座する中嶋神社（樋口比呂磨宮司）では、平成二十七年に行われた、本殿と玉垣のご造営をきっかけに、「女性の会」が開催されている。

当時、建設委員会会長を務めた川出真治責任役員は、「ご造営の話が出た当初（平成二十六年）は、正直五年はかかるだろう」と予想されたそうである。

委員会設立後、奉賛、啓蒙活動を進めていくと、氏子戸数三十余戸の多くが「宮さんのことだから」と奉賛をすぐさま申し出てくれ、予想よりも早く、そして予定金額を上回る結果となった。翌年の春のご造営事業開始奉告祭齋行に始まり、仮殿遷座祭などの諸祭儀を経て、秋には本殿竣工奉祝祭の齋行となった。

このご造営事業が進められてい

くなかで、

氏子の奉賛

への気持ち

や、今まで

の造営時の

棟札に記さ

れた祖父や

先祖の名を

感慨深げに

見る姿など、「氏神さまを大切に

する心は、子孫に引き継いでいか

なければならぬ」と、役員皆が

思いをおなじくした。そして、各

家庭での女性たちの対応に力を感

じ、その力を借りたいと思ったそう

である。今まで神社行事は男性中

心で、女性が集まる機会はなかった。

樋口宮司の勧めもあり、食事を

地域の料理屋で開くことを計画し、

自治会を通して呼びかけたところ、

参加者多数で大変な盛り上がりとな

り、継続開催することになった。



二回目からは社務所（兼集会所）において、お弁当のほかに、それぞれの持ち寄りで開催するようになった。参加者は、赤ちゃんを抱いた若い母親から人生を重ねてきた年代まで、幅広い年齢層の女性が集って様々な話題に子育て相談など、話に花を咲かせていた。また、氏神さまや神道のしきたりに作法の豆知識などの宮司講話もある。

この会合での話の盛り上がりや機に、社務所にトイレとエアコンが新設され、環境改善につながった。十一月に行われていた農家組合の慰労行事である、「芋煮会」を神社の新嘗祭に合わせて行い、女性も子供も参加できるようになり、地域をあげての行事となった。また、途絶えていた「盆踊り」復活へ向けての話も上がっている。

参加をしている神社役員夫人たちも口々に、女性の集まる機会は少なく、婦人会もなくなり、働く女性も増え、冠婚葬祭も家ですることもないなど、地域の人と話を

する機会が減って、タテ・ヨコの繋がりが希薄になってきている。「女性の会」の盛り上がりを原動力に、女性ならではの力添えの仕方を考えて神社や地域のために協力していきたいと話す。

少子高

齢化、過

疎化など、

神社を取

り巻く環

境は厳し

くなって

いる。こ

うした中

で、樋口宮司は「僅か三十戸の氏子でご造営できたことは有り難く、大変誇りに思う。そして、ご造営を通じて氏神さまを中心とした地域住民の繋がりが強まり、安心安全な地域づくりが成されていくことを念願している。今後は女性たちの力を發揮できるように役員さんと考えていきたい。そして期待をしている」と話された。



安乗神社の注連切神事

志摩市阿児町安乗に鎮座する安乗神社（片山守宮司）で一月十日の例祭日に行われる「注連切神事」は、禊家の禊人と加用を中心にして行われる行事である。禊家の子供が禊人として一年間の宮勤めを行い、これが終わると加用の位となる。そして、結婚すると加用頭としてこの神事に臨み注連縄を切る者としての権限が与えられる。当日は早朝より総代をはじめ村の人々が集まり、神事に使う大注連縄をつくる。

まず、午前十時から例大祭が行われ、祝詞奏上、玉串拝礼が済むと「鼻こんぼり」と呼ばれる猿田彦の面を着けた子供が出座し拝殿に座す参列者の頭を扇で叩いて廻る。

次いで行われるのが獅子舞である。この獅子は雌獅子と云われ、

禊人の父親がこれを被る。

拜殿の参列者の

「イーヨー

イ、イー

ヨーイ、

オー」の

関の声を



二度上げ、三度目の関の声に合わせ、拜殿内で獅子が「乃」の字に舞う。獅子の舞いは先ず本殿に向かい、次に東向きに、西向きにそれぞれ一度ずつ舞う。これが済むと獅子の頭と尾の使い手が交替し、境内の注連切所へ降りる。この際の舞い方は拜殿で行ったものと同様である。

獅子舞が済むと大蛇に見立てた大注連縄が据えられる。この注連

縄は全長八メートル、太さ二十五センチ程で、太刀を入れる処が二箇所あり、それぞれ太さ一・三メートル程である。

加用頭を勤める者は、四十二歳を超えてはならず、妻が妊娠中の場合や喪中にあたる者はこれを勤める事ができない。注連切神事にあたって、二人の加用頭は一之太刀、二之太刀とされる。先ず、一之太刀による注連縄切を始めるにあたり、刀を注連縄の太くした部分に当て三度拝してから上段に構えて振り下ろす。その時、境内の皆が声を上げて太刀数を数える。注連縄を切り終えるまでこれは続けられ、切り終えた後にその場の皆が関の声を上げる。次いで、二之太刀もこれと



同様の所作を行い、これもまた切り終えと同時に関の声を上げる。これに掛かる太刀数は少なくとも良いし、また多くとも「沢山叩いたから今年は世がよいであろう」と云って不吉だとは言わない。

古来より、切り終えた注連縄で稲を縛ると虫がつかない、また、豊作になるといふ言い伝えがあるので、この藁を家に持ち帰り厄除けとしてこれを祀る習慣がある。





樹木保護事業

大村神社の「巳のご神木」

緑のコーナー

大村神社（金山修宮司）は、伊賀市阿保に鎮座し、樹齢200年を超える樹木が茂り、古くは俗称大森明神と呼ばれていたこともありました。拝殿左側に聳える樹齢300年程の大杉は、「巳のご神木」と信仰を集めています。



樹勢は良好なもの、数年前より幹の数ヶ所に割れ目ができ、根回りと地面の境にも隙間が見られるようになりました。倒木の危険性があり、緊急な治療が必要と思われ、宮司、総代が協議を重ね、神社の森が保安林に指定されていることもあり、伊賀市に相談、三重県緑化推進協議会の緑地等適正管理事業（樹木保護事業）の助成を申請することになりました。この事業の補助対象は住民の憩いの場にあるシンボルとしての巨木で、県下で年1件に限定されています。また専門知識の要する樹木医による健康診断書が必要で、認められれば樹木医による治療が原則とされています。

平成27年7月に伊賀市を通して各申請書を提出、資金計画では樹木保護事業助成金として上限50万円を要望しました。10月に既成決定通知があり、12月から治療に入ることとなり、治療事業の前、12月2日夜に「巳のご神木」仮遷座祭を斎行。祭礼の後に治療事業が始まりました。まず倒木の危険がある為に樹木を23mから14mに下げ、次に固まっている根回りの土壌を柔らかくする改良事業等が行われました。翌年3月中旬には全ての治療が完了し、3月24日夜、正遷座祭は天候にも恵まれ静寂の中、恙なく斎行することができました。



ご神木の治療に際し、専門家に相談、助成金を受けながら的確な治療をおこなうことができました。信仰のご神木の治療・回復に、何より参拝の方々が喜んでくれました。（宮司談）

教化にともなう原稿・ご意見を

募集しています。（下記編集委員まで）

教化部長	山本 行恭（鈴鹿）
編集委員長	金山 修（名賀）
委員	秦 昌弘（四日市）
〃	西尾 直也（志摩）
〃	多田久美子（津）
〃	中山 清治（松阪）
〃	遠藤 玲（員弁）
〃	谷口 哲也（伊勢）
〃	原 忠照（神社庁）

御社名欄にご利用下さい。

発行 三重県神社庁 津市鳥居町210-2 ☎059-226-8042 発行日 平成30年6月30日